

## 次世代育成支援対策推進法に基づく第4回行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主            社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
- ◇ 策定日                平成27年2月23日
- ◇ 計画期間             平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）
- ◇ 計画内容

番号	目 標	対 策
1	<p>〔育児休業の取得促進〕</p> <p>男性 ～ 計画期間内に、13%以上の職員が取得する。</p> <p>女性 ～ 取得率100%を目指し、育児休業取得希望者が100%取得できるようにする。</p>	<p>〈時 期〉 平成27年4月～</p> <p>〈内 容〉 子育てに係るパンフレットを配付・周知する。</p>
2	<p>〔所定外労働の削減のための措置〕</p> <p>毎週水曜日を法人全体の「ノーザンデー」（残業をしない日）とし、周知をはかるとともに、1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下とする。</p>	<p>〈時 期〉 平成27年4月～</p> <p>〈内 容〉 周知・浸透させるため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属長が積極的に呼びかける。</p> <p>また、水曜日に業務上の関係で残業をした場合、一週間の内に残業をしない日を改めて決め、実行するよう呼びかける。</p> <p>平成28年度に結果報告をまとめる。</p>
3	<p>〔WLBの浸透・定着促進〕</p> <p>管理職向けに、子育てを行う職員がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する研修を行い、各所属に浸透させる。</p>	<p>〈時 期〉 平成27年4月～</p> <p>〈内 容〉</p> <p>1 平成27年4月～ 計画作成</p> <p>2 平成27年8月～ 研修を実施し、職員全体に浸透・定着を図る。</p>